

役員及び評議員の報酬等に関する規定

社会福祉法人光生会大阪

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人光生会大阪(以下「この法人」という。)の定款第8条及び21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。又、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬等を支給するものとする。但し、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

2 役員等は報酬等の受取を辞退できるものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤・非常勤役員に対する報酬等の額は、下記に定める額とする。

	年額
理事	20,000 円
監事	20,000 円

2 評議員に対する報酬等の額は、下記に定める額とする。

	年額
評議員	20,000 円

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等の支給時期は、毎年6月末とする。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(費用弁償の支給)

第6条 この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附則

この規定は、平成29年6月24日から施行する。